

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1848号**

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（第2条、第4条関係）</b> へき地学校級別区分			<b>別表第1（第2条、第4条関係）</b> へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
柏崎市	高柳小学校		柏崎市	高柳小学校 <u>高柳中学校</u> <u>高柳地区学校給食共同調理場</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
魚沼市	(略) 魚沼北中学校		魚沼市	(略) 魚沼北中学校 <u>入広瀬学校給食センター</u>	
南魚沼市	(略) 栃窪小学校 <u>上田小学校</u>		南魚沼市	(略) 栃窪小学校 <u>第一上田小学校</u> <u>第二上田小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<b>別表第2（第2条関係）</b> 準へき地学校			<b>別表第2（第2条関係）</b> 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡	上川小学校		東蒲原郡	上川小学校	
阿賀町			阿賀町	<u>上川学校給食センター</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<b>別表第3（第3条関係）</b> 特別地学校			<b>別表第3（第3条関係）</b> 特別地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡	(略)		東蒲原郡	(略)	
阿賀町	三川中学校		阿賀町	三川中学校	
				<u>三川学校給食センター</u>	

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。